公示送達

高崎都市計画事業倉賀野駅北土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法第98条第1項及び第5項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を公告します。

平成27年8月7日

高崎市高松町35番地1
高崎都市計画事業倉賀野駅北土地区画整理事業
施行者　高崎市
代表者　高崎市長　富岡　賢治

1　書類の送付を受けるべき者の名称及び所在地名称
住所　送付先不明
氏名　井上六三郎

2　仮換地指定通知の内容
高崎都市計画事業倉賀野駅北土地区画整理事業施行地区内の貴殿所有の土地について、土地区画整理法第98条第1項の規定により、下記のとおり仮換地を指定します。よって同法同条第5項の規定により通知します。

従前の土地					仮換地		
町名	字	地番	地目	登記地積（㎡）	基準地積（㎡）	街区番号	符号	予定地積（㎡）
倉賀野	下天神	4545	畑	793.00	793.00	20		688.01
仮換地の指定の効力発生の日						平成27年8月27日		

（注意）　従前の宅地について権原に基づき使用し、または収益することができる者は、この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」からこの仮換地を使用し、または収益することができますが、従前の宅地については、使用し、または収益することができません。
（教示）　この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に群馬県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。
また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から6箇月以内に高崎市を被告として取消訴訟を提起することができます。
なお、当該通知の原本については、高崎市高松町35番地1高崎市役所区画整理課にて保管しております。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月七日
北海道茅部郡森町字新川町二一三三―九
株式会社森フーズ
代表清算人　三浦　昭則

解散公告

当社は、平成二十七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月七日
福島市中町四番二〇号
株式会社ミカサ環境開発
代表清算人　山根　明彦

解散公告

当社は、平成二十七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月七日
茨城県水戸市桜川一丁目七番一二号
大有商事株式会社
代表清算人　益子　利保

解散公告

当社は、平成二十七年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月七日
茨城県那珂市瓜連三三二九番地
有限会社小沢化成
清算人　小沢　洋子

解散公告

当社は、平成二十七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月七日
栃木県日光市足尾町四二五一番地
（旧本店　栃木県大田原市美原二丁目二八三一番地一一六）
株式会社恵寿
代表清算人　熊倉　理善

解散公告

当社は、平成二十七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月七日
栃木県栃木市都賀町平川五九四番地三
第一プレス株式会社
代表清算人　福田　雅友

解散公告

当社は、平成二十七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月七日
群馬県沼田市利根町老神甲五八五番地
株式会社ホテルニュー老神
代表清算人　金子　宣広

解散公告

当社は、平成二十七年七月二十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月七日
群馬県太田市下田島町四〇四番地の二
有限会社ジーエヌ
清算人　糸屋　文夫

解散公告

当法人は、平成二十七年七月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月七日
埼玉県吉川市大字吉川一四六八番地二
一般社団法人チームともだち
代表清算人　登内　芳也

解散公告

当社は、平成二十七年七月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月七日
埼玉県川口市大字小谷場一〇五七番地の四
株式会社ジョビアル
代表清算人　髙橋　知子